

船舶インシデント調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年3月30日 17時30分ごろ
発生場所	北海道えりも町襟裳岬東南東方沖 襟裳岬灯台から真方位116° 23.6海里付近 (概位 北緯41° 45.0′ 東経143° 43.0′)
インシデントの概要	漁船第十五八幡丸は、操業中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年5月21日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十五八幡丸、160トン 125629、有限会社シーブランド
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、操業中、主機が異音を発するようになり、停止した。 機関長は、主機6番シリンダの排気弁のロッカーアームT型弁抑えが破損しているのを認めた。 主機は、機関修理業者が点検したところ、6番シリンダの排気弁の曲損、弁ガイドの破損が認められ、2つ割れ型ピストンの締付けボルト4本が全て緩んでおり、排気弁の弁傘部がピストン頂部に当たるようになって曲損したことが判明した。
分析	本船は、主機6番シリンダのピストン締付けボルトの緩みが進行し、排気弁の弁傘部がピストン頂部に当たるようになったことから、排気弁が曲損し、主機の運転ができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機6番シリンダのピストン締付けボルトの緩みが進行し、排気弁の弁傘部がピストン頂部に当たるようになったため、排気弁が曲損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・2つ割れ型ピストンは、抜きし整備を実施する際、ピストンを開放し、締付けボルト及び同ボルト関連の部品を新替えた上、復旧することが望ましい。